

# 富山県下水道協会

## 下水道排水設備工事責任技術者の資格認定に関する規程

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、富山県下水道協会（以下「協会」という。）が行う下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定について必要な事項を定め、もって責任技術者の技術の平準化とその向上および下水道管理者の事務の省力化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に定める下水道を実施する富山県内（以下「県内」という。）の市町村及び一部事務組合（以下「市町村」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は、当該公営企業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町村毎に定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第 10 条第 1 項に規定する排水設備の工事をいう。
- (4) 責任技術者 富山県下水道協会長（以下「会長」という。）が、この規程に基づき排水設備工事の設計及び施工等に関する技能を有するものとして認め、協会に登録した者をいう。

### 第 2 章 責任技術者の試験

(試験の実施)

第 3 条 責任技術者の資格の認定に当たっては、排水設備工事の設計、施工等に関する試験（以下「試験」という。）を行う。

(試験の実施機関)

第 4 条 試験は、協会が実施する。

(試験の実施回数及び実施期日)

第5条 試験は、毎年、1回、会長が定める日に実施する。

(試験の方式及び内容)

第6条 試験は、筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

2 試験に出題する問題は、公益社団法人日本下水道協会が作成する共通試験問題とする。

(試験の受験資格)

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木科またはこれに相当する課程を修了して卒業した者。

(2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事、排水設備工事以外の下水道工事又は水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者。

(3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する者。

(4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。

(1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権していない者。

(2) 不法行為または不正行為等によって試験の合格または責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者。

(試験の実施方法等)

第8条 試験の受験申込みは、県内の下水道管理者を経て行うこととし、試験の実施方法等については、別に定めるところにより行う。

(試験委員会の設置)

第9条 会長は、試験及び更新講習の円滑な実施を図るため、協会内に試験委員会を設置する。

2 試験委員会の構成、業務、運営等については別に定める。

(採点の実施の委託)

第10条 会長は、試験の採点を、公益社団法人日本下水道協会に委託することができる。

(試験の可否の判定と通知)

第11条 会長は、採点実施後、又は前条の規定による採点結果の受領後、速やかに会長が定める試験の実施要綱に基づき、試験の可否の判定を行う。

2 会長は、前項の判定の結果、合格と判定した者(以下「合格者」という。)に対して、速やかに合格の通知をするとともに、合格者名簿を作成して県内の各下水道管理者に通知する。

(試験の合格の取消し)

第12条 会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号のいずれか該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

(1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。

(2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。

2 前項の規定により、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を当該合格者に通知するとともに、県内の各下水道管理者に通知する。

(受験講習の実施)

第13条 会長は、試験の受験を目的とした講習会(以下「受験講習」という。)を適時、開催できるものとする。

### 第3章 排水設備工事責任技術者の登録

(登録)

第14条 会長は、試験に合格し、申請のあった者を責任技術者資格者名簿に登録するものとし、登録者名簿を作成して県内の各下水道管理者に通知する。

2 会長は、前項の登録を行ったときは、責任技術者証を交付する。

3 第1項の登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

4 責任技術者は、氏名、住所、勤務先等に異動があったときは、直ちに異

動の事実を証明する書類および責任技術者証を添えて、責任技術者異動届により会長に届け出なければならない。

(登録の取り消し又は一時停止)

第15条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協会の役員会の議決を経て当該責任技術者の登録を取り消し、又は6か月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 下水道管理者の管理に係る工事に関して不正を行ったとき。

(2) 下水道管理者が定めた工事の施工に関する諸規定に違反したとき。

(3) 更新講習を受講しなかったとき。

2 責任技術者は、前項の規定により、登録を取り消されたときは、当該処分を受けたときから30日以内に責任技術者証を返納しなければならない。また、同項の規定により登録を一時停止されたときは、その停止期間中責任技術者証を返納しなければならない。

(責任技術者証の再交付)

第16条 責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を会長に提出し、再交付を受けなければならない。

#### 第4章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

(登録更新及び更新講習)

第17条 責任技術者は、登録期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、あらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認および最新技術の習得等を目的とする更新講習を受講しなければならない。

ただし、会長が認めたときは2回目以降の登録更新者には、更新講習を免除することができる。

(更新講習の実施機関)

第18条 更新講習は、第4条に規定する試験の実施機関が行う。

(更新講習の実施時期)

第19条 更新講習は、登録更新前に実施するものとする。

2 更新講習の実施期日は、登録満了期限等を考慮して定めるものとする。

(更新講習の実施方法等)

第 20 条 第 8 条の規定は、更新講習の受講申込みその他の実施方法等について準用する。

(登録更新の方式及び登録期間)

第 21 条 第 14 条の規定は、登録更新の方式および登録期間について準用する。

## 第 5 章 雑則

(試験、更新講習及び受験講習等の費用の徴収)

第 22 条 会長は、試験、更新講習及び受験講習の実施や運営並びに登録に係る経費を受験者、受講者及び登録者から徴収する。

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

既に日本下水道協会富山県支部が実施した試験に合格し、責任技術者として認定されている者については、この規程の施行後、最初に実施される更新講習を受講することにより試験に合格したものとみなし、責任技術者として登録するものとする。

また日本下水道協会富山県支部が実施した試験の合格者以外で、特に市町村において責任技術者及び配管技士（または配管工）として登録されている者及び日本下水道協会富山県支部が実施した試験に合格し配管技士として認定されている者については、これらを対象として実施される講習を受講し、かつ、これらを対象として実施される試験に合格した者を責任技術者として登録するものとする。

### 附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

( 施行 )

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規程の施行の際、既に日本下水道協会富山県支部が実施した試験に合格し責任技術者として登録されているもの者については、この規程の施行後、その登録の有効期間内にこの規程に基づき実施される更新講習を受講した場合に限り、この規程により登録された責任技術者とみなすものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。